

平成30年12月19日  
市民環境常任委員会資料  
市民環境部ごみ減量推進課

## 一般財団法人宇治廃棄物処理公社における 廃棄物の処分料金等の横領事案について

今般、一般財団法人宇治廃棄物処理公社（以下「公社」という）の職員が廃棄物の処分料金及びリサイクル有価物の販売代金を公社会計に入金せず、横領した疑いのあることが判明いたしました。

本市といたしましては、公社に対し、徹底した事務の点検・見直しを含めた再発防止の取組を強く求めております。

あらためまして、市民の皆さま並びに関係者の皆さま方にお詫び申し上げます。

公社によります事案の概要等は、以下のとおりです。

### 1. 事案の概要

平成30年11月12日に、廃棄物搬入者から受け入れた廃棄物の受付処理を行った後に、受入不可物の混入が見つかったため、別の職員が受付処理をやり直そうとしたところ、入力されていた元データがなく、調査したところ、不正な入力を行って、処分料金を横領した疑いのあることが判明しました。

また、他の事務についても調査をしたところ、別途、廃棄物から取り出したリサイクル有価物の販売代金についても横領した疑いのあることも判明しました。

### 2. 被害金額

約700万円（今後、変動する可能性あり）

〔廃棄物処分料金 約240件 約600万円

リサイクル有価物販売代金 約30件 約100万円〕

### 3. 時期

平成28年1月～平成30年11月

4. 関係職員等

経理担当の男性主任

(複数の職員が関係している可能性もある)

関係職員には、今後、公社として厳正な処分を予定

5. 今後の対応

- ・理事会の開催
- ・被害届の提出や告訴を検討中

6. 再発防止策

複数人によるチェック体制の強化、帳票との突合点検、マニュアル化の実施など

※今後、更なる対策を検討していく